

⑧ 一都三県などにおいて、宿泊療養施設の大幅な増設の必要性、臨時の大規模等の医療施設の設置の必要性について政府として検討し、必要と考える場合はその実行のために政府として何をどうすべきかを検討し、説明してください。(宿泊療養施設にはオリパラ関係のホテル、臨時医療施設には国有・公有地の活用を含む)

(答)

- 宿泊療養施設の確保については、各都道府県において、それぞれの地域の感染状況等の実情に応じて進めていただいております。厚生労働省において、宿泊療養施設の確保・運営に当たってのマニュアルを示すとともに、宿泊療養施設の運営に必要な経費を支援しています。
- また、臨時の医療施設についても活用が進んでいるところである一方、臨時の医療施設を設置するにあたっては、まとまった人数の医療従事者を確保することが課題となることに留意が必要です。
- 医療機関における人材確保についても、医師、看護師等の入院医療機関への派遣等に対して緊急包括支援交付金により財政的な支援を行うほか、
- ・ 日本看護協会と連携して、潜在看護職の方に復職を呼びかけ、ワクチン接種業務や宿泊療養施設などに就業いただくことや、
  - ・ 厚生労働省に関連する公的医療機関に対し、大規模な看護師の派遣依頼を行うことなどの支援に取り組んでいます。